

## 上 告 理 由 要 旨

### 第1 事案の概要

本件は、上告人が、(勤務先にて犯罪行為などの告発を行った後)、映像等の記録にも残る告発の具体的事項のいっさいについての事実確認なしに被害妄想とされ、突然一人暮らしのマンションの部屋にチェーンキーを破壊するなどして押し入れられ違法に拉致されて精神科病院に連行され、内容を知らされない報告書等を基に診断が下され、即日より同病院の閉鎖病棟に 72 日間に渡り入院させられたが、結局、事実確認がなかったのであり、担当医が被害妄想かどうか精神疾患かどうかわからないとして精神科の疾病に罹患していない旨の診断書を交付するなどしているのであるから入院診断により不当な精神病歴が付されたと主張して、不法行為による損害賠償請求権及び名誉毀損による原状回復請求権等に基づき、退院までに病院医師らによって下されたいっさいの診断の撤回及び損害賠償を請求した事案である。

### 第2 原判決の要旨

原判決は、拉致行為については違法であるが第一審判決の請求容認範囲が相当であるとし、その後行われた診断や入院措置については精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健法」という。)を満たすなどしており不法行為や名誉毀損にはあたらないとして、控訴を棄却した。

### 第3 上告理由(1) 民事訴訟法第 312 条 2 項 6 理由不備又は理由齟齬(1)

原判決は、医師の診断に過誤がなく精神保健法第 33 条 1 項 1 号を満たし適法として主文を導くうえでの根本的な前提としているが、一方で上告人が被上告人らの主たる過失又は故意とした事項であり、同前提を覆すべき事項である下記 2 事項についての判断を欠いており、よ

って判決に影響を及ぼすべき重要な事項についての判断を遺脱した違法（理由不備）がある。

(1) 被害妄想であったかどうか明らかに（事実確認及び説明）されたか

原判決は、被上告人らが映像音声等の記録にも残る告発の具体的事項、具体的には、当時の勤務先元同僚より、「社会的に抹殺することもできるのよ。」、「悪魔のスイッチを入れたわね。あなたは。」などと言われた音声及び通信記録、昼夜を問わずマンションの部屋の窓、壁、洗濯機などが叩かれている映像音声、住居侵入及び車両侵入の痕跡が連日残されている映像音声、車のバッテリーを新品にしても毎回バッテリーが上がっており、対策を施すとヒューズの位置が替えられており、同事象が複数の JAF サービス員や自動車ディーラー担当者によって確認もされている映像音声及び伝票記録、車を運転すれば毎回ハイビームで執拗に照らされる映像、郵便物がくしゃくしゃに折り曲げられている映像といった記録にも残る具体的事項について、いっさいの確認をせずよって被害妄想かどうかの説明もできないまま突然の拉致、診断及び入院措置に及んでおり、現に担当医が被害妄想かどうか疾病症状かどうか判断も説明もできない旨述べている（音声記録）とした上告人の主たる訴え（被上告人らの過失又は故意。）に対し、結局、被上告人らの答弁及び抗弁のいっさいにそれら具体的事項について被上告人らや報告書関係者の誰であれ確認して被害妄想と明らかにし説明したという主張立証がないにもかかわらず、判断していない。よって原判決においては、告発の具体的事項が被害妄想であったか不明であり、医師により合理的説明がなされたかも不明である。医学的判断以前の問題として、被害妄想かどうか不明であるにもかかわらず症状を被害妄想とする診断は矛

盾し成立せず，医師が被害妄想であるか疾病症状であるかの説明ができないにもかかわらず被害妄想であるという病識を持たせようとしたが病識が得られず入院の同意が得られなかったから強制的に入院させたなどという判断もまた矛盾し成立しないから，医師の診断及び入院判断に過誤がなく適法とした原判決の理由は成立しない。

(2) 診断が医療水準（診断基準）を満たしているか

原判決は，上告人が，入院当初より医師らが被害妄想であるとの説明や診断基準に即した診断根拠の説明ができていないとして，診断基準を詳細に示し，診断が医療水準（診断基準）を満たしておらずかつ満たすとの説明もできていないとした訴えに対し，被上告人らより反論も説明もないにもかかわらず，判断していない。本件においては，診断撤回の請求から明らかな通り診断の正当性が主要な争点であるし，医療水準を満たすかさえも不明である診断病名に客観性はなく正当とはできず，医療水準に照らした判断を欠いては恣意的な診断を許すこととなり訴訟も医療も成り立たないから，医師の診断に過誤がなく適法とした原判決の理由は成立せず，かつ許されない。

第4 上告理由 (2) 民事訴訟法第 312 条 2 項 6 理由不備又は理由齟齬 (2)

原判決はさらに，上告人が被上告人らの過失または故意として訴えた，判決に影響を及ぼすべき重要な事項である下記 (1)～(5) について判断を遺脱している（理由不備）。

(1) 診断材料（報告及び報告に基づく診療録記載）に虚偽があるか

(2) 診療録に虚偽記載があるか

(1) 及び (2) について，原判決は，診断材料となった紹介書及び報告書の内容並びに診療録記載内容について漫然とその信用性を肯定

し、主文を導く論理において、拉致以前から退院後までの上告人の状態や経過についての事実を認定するが、一方で上告人が具体的事項を挙げて虚偽や矛盾があるとした事項については、第一審判決での事実認定事項が消えるなどするのみで、診断材料及び診療録記載内容の信憑性についてはいっさい判断していない。さらに原裁判所は、内容証明などによる問い合わせに応じない同報告書等の報告主らに対する尋問要請を却下し、上告人による証明の道を閉ざした。

(3) 診断前に十分な問診がなされたか（病院側の自白と矛盾の判断）

原判決は、上告人による、診断材料となった紹介書や報告書等の内容を上告人に対し開示しなかったと病院側が自白しており、報告内容を伝えもせず告発の具体的事項に触れもせずに十分な問診を尽くし精神疾患であるとの説明や入院の必要性の説明を尽くせたはずがないとした矛盾及び義務違反の訴えに対し、被上告人らより同矛盾に対する反論がないにもかかわらず、判断していない。

(4) 保護者（扶養義務者）が法規上期待される義務を果たしたか

原判決は、上告人の、医療保護入院においては保護者の同意が人権保障上の重要な制度であり、告発の具体的事項について上告人に対しいっさいの事実確認をせず拉致及び入院の同意を行うなどした被上告人**実母氏名**の行為は法規上期待される義務に違反するとし、さらに同人の信用に値しない数々の言動を挙げて症状捏造の故意があるとした請求の原因について判断していない。

(5) 上告人に法規上期待された機会の損失があったか

原判決は、上告人に対する拉致を違法と判断したが、上告人が、法規上期待された手続きを示し、違法な拉致によらず適法な手続きを経ていれば十分な事実確認や問診が行われたとする相当程度の可能

性の存在を示して、拉致及び入院が連続して計画的に行われたことにより法規上期待された機会の損失があったとした請求の原因に対し、判断を遺脱している。

#### 第5 上告理由(3) 民事訴訟法第 312 条 1 項 憲法違反等

原判決は、上告理由(1)及び(2)の通り、上告人が被上告人らの主たる過失又は故意とした請求の原因の大部分について判断しない一方で、すなわち、被害妄想かどうかの確認をせず明らかにできず説明できておらず医師が被害妄想であるか疾病症状であるかの説明もできず診断が診断基準さえ満たしておらず満たすとの説明もできていないなどの訴えに対し被上告人らが反論立証できていないにもかかわらず判断しない一方で、逆に、上告人の訴えの要旨を「精神科の疾病にり患していないにもかかわらず」と主張していると曲解し(上告人の原審における訴えからは結果的に当時上告人が精神疾患などではなかったことになるがそれは原審における上告人の訴えではなく、同曲解によって不当な証明責任が生じる。)、精神科の疾病にり患していなかったことの証明責任を上告人に対し負わせる理論を展開し主文を導く理由とし、上告人に対し不当な証明責任を負わせるなどしており、訴えに対する正当な裁判を行ったとはいえないから、ひいては憲法 32 条「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」に違反する。

#### 第6 補充理由

原判決は、被上告人**実母氏名**の主張した訴外医師によるアドバイス内容を改ざんして認定しており、主文を導く論理及び上告理由にも影響を与える明白な誤りまたは誤記の違法があるため(民事訴訟法第 257 条更正要件)、同違法について補充理由として述べる。